

京都市告示第531号

京都市梅小路公園の指定管理者である財団法人京都市都市緑化協会から、京都市梅小路公園条例第3条第2項の規定に基づき、供用しない日の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年12月25日

京都市長 門川 大作

期間	区分			供用しない日
平成27年12月28日(月)から28年1月4日(月)まで	緑の館	その他の部分	変更後	1月1日及び12月31日
			現行	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)